

合併協定進行管理( 総務課 )

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第6回協議会確認		記 事							
14	公共的団体等の取扱い	1 (整理番号)		「公共団体とは、商工会、農協、漁協、土地改良区等の産業経済団体。これらの公共活動を営む全ての団体を含み、法人、非法人を問わない。」(昭和24年2月27日行政実例)「市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。」合併特例法第16条第8項。とされている。							
協定内容											
公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、その統合について調整に努めるものとする。 (1)各町共通の団体について 3町共通の団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。											
調整時期											
合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降	
	一部完了				完了						
調整担当											
部名	総務部	課名	総務課								
例規調整状況											
例規調整完了											
廃止				-							
例規調整中				-							
				完了予定年月日 : 平成 年 月 日							
協定項目調整経過と内容及び問題点											
【調整経過】											
【内容】											
【問題点】											
協定項目の実施状況及び調整による合併効果											
【実施状況】				協定内容のとおり調整・統合した。							
【合併効果】											